

「時価の算定に関する会計基準 (案)」等の公表を受けて

1. 座談会「『時価の算定に関する会計基準 (案)』等の公表を受けて」



(株)みずほフィナンシャルグループ
主計部 参事役

しのはら こうじ
篠原 康二

JP モルガン証券(株) 税務部長
エグゼクティブディレクター

たか おかずとし
高尾 和利

三菱商事(株) 主計部
予・決算管理チーム 課長

にしだ たかし
西田 崇

(株)日本格付研究所 審議役
兼 チーフ・アナリスト

みずぐち けいこ
水口 啓子

有限責任 あずさ監査法人
パートナー

に き かずひで
仁木 一秀

ASBJ アシスタント・
ディレクター

くまがい みつたか
熊谷 充孝

〔司会〕 ASBJ 委員長

お の ゆきお
小野 行雄

2. 企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準 (案)」等の概要

座談会 「『時価の算定に関する会計基準 （案）』等の公表を受けて」

1 はじめに

司 会 皆様、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。企業会計基準委員会（ASBJ）は、本年1月18日に、企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等（以下「公開草案」という。）を公表しています。本日の座談会では、金融商品専門委員会で議論にご参加いただいた専門委員の方々と、公開草案について懇談したいと思います。

本日は、財務諸表の作成者の立場から、株式会社みずほフィナンシャルグループの篠原様、JP モルガン証券株式会社の高尾様、三菱商事株式会社の西田様、財務諸表の利用者の立場から株式会社日本格付研究所の水口様、監査人の立場から有限責任 あずさ監査法人の仁木様にご参加いただいております。また、ASBJより、熊谷アシスタント・ディレクターが参加させていただきます。司会は、金融商品専門委員会の専門委員長でもある私が務めさせていただきます。

2 公開草案を公表した経緯

司 会 熊谷さんから、公開草案を公表した経緯等について、説明いただけますか。

熊 谷 公開草案の開発の経緯についてご説明します。我が国においては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）等において、公正価値に相当する時価の算定が求められているものの、算定方法に関する詳細なガイダンスは定められていませんでした。一方、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めています。また、これら国際的な会計基準で要求されている公正価値に関する開示の多くは我が国の会計基準では定められていなかったことなどから、特に金融商品を多数保有する金融機関において国際的な比較可能性が損なわれているのではないかとの意見が聞かれており、平成28年8月に当委員会が公表した中期運営方針において、我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題の1つとして時価に関するガイダンス及び開示を取り上げていました。

これらの状況を踏まえ、主に金融商品の時価

に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図る取組みに着手し検討した結果、この公開草案の公表に至りました。

この公開草案の開発の基本的な方針として、国際財務報告基準第13号「公正価値測定」（以下「IFRS第13号」という。）の定めを基本的にすべて取り入れる方向で検討いたしました。その適用範囲としては主として金融商品を対象としており、賃貸等不動産や仮想通貨等は対象としておりません。これは、金融商品については、国際的な会計基準との整合性を図ることにより国際的な企業間の財務諸表の比較可能性を向上させる便益が高いものと考えられた一方、賃貸等不動産などの金融商品以外の資産及び負債については、整合性を図るためのコストと便益を考慮した結果、適用範囲に含めないこととしました。また、仮想通貨については、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所等における取引価格を市場価格として使用するとしており、現時点で見直す必要性が乏しいと考えられたため、適用範囲に含めておりません。

また、IFRS第13号では公正価値の測定と開示の両方を取り扱っておりますが、この公開草案では、時価の算定については、企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」（以下「時価算定会計基準案」という。）と企業会計基準適用指針公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「時価算定適用指針案」という。）を開発し、時価の開示については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を改正し、注記事項を追加しております。

その他の必要な対応として、その他の会計基準の改正・修正・廃止を行っております。

司会 それでは、このような公開草案の開

発の経緯や基本的な方針、適用範囲等につきまして、ご意見をいただけますか。最初に、篠原さん、お願いします。

篠原 金融機関にとって時価はとても身近な存在である一方、これまで我が国の会計基準において詳細なガイダンスは定められておりませんでした。平成22年にIFRS第13号との整合性を図ることを提案する公開草案が公表されましたが、最終化にまで至らなかったものと認識しております。今回公表された時価算定会計基準案は、約10年前に発生した金融危機から一定の区切りをつけるとともに、我が国の会計基準を高品質で国際的に整合性がとれたものとして維持・向上していくために必要なステップの1つと考えております。

この公開草案では、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることを基本方針としておりますが、これにより、金融機関に限らず、国際的に活動している企業は、社内外の目線を国際的な基準と合わせる事が可能となります。また、適用範囲についても、国際的な会計基準との平仄の観点で、便益の高いと考えられる金融商品を主な対象としたものと理解しており、いずれも同意します。

司会 ありがとうございます。西田さん、いかがですか。

西田 IFRSや米国会計基準などの国際的な会計基準における新基準の開発や既存の基準の改正に応じ、我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みを継続的に行うことは、我が国の会計基準の信頼性や、金融資本市場への信認を確保する観点から重要であり、今回の時価算定会計基準案の開発を支持します。

その観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れるとしていることは好ましいと考えています。IFRS第13号は、適用後レビューが完了し、2018年12月にフィード

バック文書が公表されていますが、この中では、例えばレベル1のインプットと会計単位の関係性の問題（いわゆる「P×Q」の問題）や、生物資産の公正価値測定において適用上の課題があるといった声が寄せられたものの、全体としてIFRS第13号は当初の想定通り機能していると総括されています。

ただ、今回の時価算定会計基準案では、適用範囲が金融商品とトレーディング目的で保有する棚卸資産に限定されていることや、実務に配慮して簡便的な対応を認める定めがいくつか置かれていることなど、一定の差異がある点には注意を要するところかと思えます。

特に、適用範囲については、コストと便益の観点から、トレーディング目的で保有する棚卸資産以外の非金融資産・負債が除かれている点は理解しますが、今後、国際的な会計基準との一層の整合を図るべく、いずれかのタイミングで非金融資産・負債も適用範囲に含めることを検討すべきと考えています。

また、密接に関連するトピックとして、金融商品会計基準の改正が挙げられます。改正に着手するか否かの検討がこれから本格化するところですが、仮に市場価格のない株式等について、国際的な会計基準と同様に時価評価を求める場合には、時価算定会計基準案の役割が一層高まることになると思います。

司会 ありがとうございます。次に高尾さん、お願いします。

高尾 我が国の法人が投資する金融商品には、海外で組成された金融商品も多く存在します。経緯でも説明されましたとおり、IASB及びFASBでは、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めており、そのうちの1つであるIFRS第13号の定めを基本的に取り入れる方向で公開草案の開発が検討されることにより、国内外で組成された金融商品について同じ内容の公正価値測定が適用される

こととなりますので、この公開草案の開発の基本方針に賛成です。

例外的取扱いとなる市場価格のない株式等について、従来の考え方を踏襲し、引き続き取得価額をもって貸借対照表価額とすることが提案されています。この取扱いについて、例えばプライベート・エクイティ・ファンドに投資している場合には、取得価額よりも時価をもって貸借対照表価額とする方が妥当ではないかという意見もあると考えられますので、投資信託の取扱いとともに時間をかけて議論すべきではないかと考えております。

司会 ありがとうございます。水口さん、いかがでしょうか。

水口 2008年の金融危機を契機として、金融商品に関する国際的な会計基準の改正に向けた課題がクローズアップされたこと認識しています。財務諸表利用者としては、当時は、開示情報のみでは把握しきれない分析上重要な諸事項に直面して、企業分析に苦慮したものです。こうした流れも背景に、国際的に整合性を図り、この公開草案が整ったことを大いに歓迎します。



(株)みずほフィナンシャルグループ
主計部 参事役 篠原 康二氏

司会 お待たせしました。仁木さん、お願いします。

仁木 金融商品会計基準の公表から約20年が経っておりまして、その間金融市場等の発展に伴い、時価算定の実務もより複雑化しております。対して、国際的な会計基準においては、公正価値測定に関するガイダンスが提供されており、これに従った公正価値測定が行われています。このような中、国際的な会計基準との整合性が図られたこの公開草案によって一定の指針が示されることにより、我が国における時価算定の実務のばらつきを抑えられ、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性向上につながるものと考えます。

司会 ありがとうございます。

この公開草案の公表にあたっては、開発の方針等については十分に審議が重ねられ、公開草案の内容について承認いただいた上で公表しておりますが、国際的な会計基準との整合性を図るというASBJの取組みに対して、どう受け入れられるのかが、今後のポイントになろうかと思えます。

なお、この公開草案の公表と同時に、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）から「会計制度委員会報告第4号『外貨建取引等の会計処理に関する実務指針』、同14号『金融商品会計に関する実務指針』及び金融商品会計に関するQ&Aの改正について（公開草案）」が公表されています。こちらはASBJで改正内容を検討の上、JICPAへ改正の依頼を行い、当該依頼を踏まえ、JICPAから公表されたものです。

熊谷さん、今回このような対応がなされた背景について、説明願います。

熊谷 これまで時価の算定方法のガイダンスはJICPAの実務指針等に定められていたため、これらの改正が必要になりました。

今回改正が必要と考えられた実務指針等は、

ASBJが設立される前にJICPAにより公表されていたものです。ASBJが設立される前にJICPAにより公表されていた実務指針については、ASBJの発足時にメンテナンスを引き続きJICPAにお願いするとともに、改正の基本的方針はASBJがイニシアティブを執ることが確認されており、今回この方針に従い、ASBJで改正内容を検討した上で、改正の依頼をJICPAに行いました。

司会 この点につきましては、JICPAに大変ご協力をいただいておりますが、JICPAにおける対応について、仁木さん、ご説明いただけますか。

仁木 JICPAでもこの公開草案の開発方針等の趣旨に賛同し、ASBJからの依頼を受けまして、所要の見直しにつき検討を行い、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等の改正案をこの公開草案と同日付で公表しております。意見募集についても、ASBJと同じスケジュールで行っております。

司会 ありがとうございます。

公開草案の公表にあたっては、このように実務指針等の改正について、ASBJとJICPAの間で連携が図られておりますが、今後ともJICPAとの連携は重要と考えておりますので、引き続き協力していきたいと思えます。

3

公開草案における時価の算定のガイダンス

司会 時価の定義の見直し及びそれにより発生した付随する論点への対応について議論したいと思えます。公開草案では、IFRS第13号と整合的となるように時価の定義の見直しを提案しております。

この公開草案における時価の定義のポイントについて、熊谷さんから説明願います。

熊谷 この公開草案における時価の定義の

ポイントは、①算定日におけるものであること、②市場参加者目線で時価を算定すること、③出口価格であることの3つと考えられます。

また、時価はインプットと評価技法を用いて算定することとしておりますが、時価の算定に用いるインプットについては、優先順位を設けており、観察可能なインプットを最大限利用することとなります。

司会 時価の定義は、IFRS第13号における公正価値と整合的なものとなっておりますが、このように時価の定義を変更したこと及び当該変更後の時価の算定方法について、ご意見をいただけますか。

まず、高尾さん、いかがですか。

高尾 時価が、市場に精通し独立した市場参加者間で成立する出口価格であることが明確に定義されたことが実務上も重要であると理解しております。当初取引の当事者間での反対売買により成立する価格と独立した市場参加者間で成立する出口価格が異なる場合もあり、こうした場合に、いずれの価格を時価として取り扱うかという議論は、定義の明確化により生じなくなると理解しています。

司会 ありがとうございます。続いて、西田さん、お願いします。

西田 この公開草案における時価の定義は、IFRS第13号の定めと整合しており、支持します。

会計基準としてはこの定めでよいと考えていますが、あとはいかに実務で対処するかが財務諸表作成者としての課題になろうかと思えます。例えば、現在価値技法によるインカム・アプローチで時価を算定する場合における、将来キャッシュ・フローの達成確度、割引率におけるリスクプレミアムの織り込み方、マイノリティディスカウントの考慮要否などが実務上論点になりやすい点だと思います。

司会 それでは篠原さんはいかがですか。

篠原 市場参加者目線で時価を算定することや、時価の算定に用いるインプットについて優先順位を設け、観察可能なインプットを最大限利用することについては、従来、我が国の会計基準において明示されていなかった点であり、非上場デリバティブの評価等において、自己及び相手方の信用リスクの調整等が実務上の課題の1つになる可能性があるかと思われます。

司会 ありがとうございます。仁木さん、お願いします。

仁木 現行の会計実務においても、合理的に算定された価額の利用も含めて「時価」を算定しておりますが、金融商品の時価そのものの定義及びその算定方法については、明確ではない部分がありましたので、この公開草案の公表により、より実務上の整理が進むことが期待されます。

司会 ありがとうございます。利用者の立場から水口さんいかがですか。

水口 金融危機時など流動性が枯渇しているような状況も散見された中で、「時価」がどういった方法やシナリオに基づいて算定されて



JP モルガン証券(株) 税務部長
エグゼクティブディレクター 高尾 和利氏

いるかが不透明でした。この公開草案において、これらが整理され、財務諸表利用者と財務諸表作成者とのより透明性の高い対話に資する施策となることを期待しております。

司 会 ありがとうございます。公開草案において、時価の定義を明確化し、国際的な整合性を図っている点については、みなさん、ご支持いただけているようですが、実際実務で適用する際には、判断が求められる点もあるということかと思えます。

では、この公開草案における時価の定義の見直しに伴い、具体的に何が変わのでしょうか。熊谷さん、説明をお願いいたします。

熊 谷 時価の定義を変えたことに伴い生じる変更点の1つ目として、その他有価証券における時価としての1か月平均価格の利用の廃止が挙げられます。

現行の金融商品会計基準では、その他有価証券の決算時の時価として、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることも認めております。

この点、公開草案における時価のポイントでも述べたとおり、時価は算定日におけるもので

ありますので、このような1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額は、この公開草案における時価の定義を満たさないことから、その取扱いを削除いたしました。

ただし、その他有価証券の減損要否の判断については、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取扱いを踏襲することとしました。なお、この場合であっても、減損損失の算定には、期末日の時価を用いることとなります。

司 会 その他有価証券における1か月平均価格の取扱いの変更の影響等につきまして、ご意見を伺いたいと思います。その他有価証券における1か月平均価格の取扱いは、金融機関での利用が多いようですが、篠原さん、いかがでしょうか。

篠 原 上場企業においては、金融・保険業において1か月平均価格の使用割合が高いと認識しており、実際当社においても、その他有価証券の一部に、1か月平均価格を用いて評価を行っております。1か月平均価格の取扱いは、その他有価証券が直ちに売却することを目的としているのではなく、短期的な価格変動を反映することは必ずしも合理的とはいえないことから定められたものとの認識です。

銀行の場合、政策目的で保有する株式のように、短期的な売買を目的としていない有価証券を保有するケースがあるため、当該取扱いを採用する割合が高いのではないかと考えております。この公開草案では、1か月平均価格の利用が禁止され、期末日の時価によって評価することが提案されております。

この取扱いによって、貸借対照表に計上される資産残高及び純資産の部に含まれるその他有価証券評価差額金の額に影響することになります。影響については限定的と予想しておりますが、銀行規制上の自己資本比率に与える影響や、時価が期末日になるまで把握できないこと



三菱商事(株) 主計部 予・決算管理チーム 課長
西田 崇氏

によるリスク管理上の論点については、社内関係部署と情報共有の上、しっかりと検討していく必要があるものと考えております。一方、減損要否の判断については、従来の取扱いを引き続き認める形で提案されており、従来の実務から大きな変更はないものと理解しております。

司会 ありがとうございます。

審議の中では、企業のファンダメンタルズに関係ない外部的な要因で算定日の株価が急落するような場合など、平均価格の有用性も指摘されましたが、高尾さん、当該変更の影響について、何かご意見はございますか。

高尾 当初は、その他有価証券の貸借対照表価額として1か月平均価格を使用する上場会社は相当数あるのではないかと考えておりましたが、事務局調査では、1か月平均価格を貸借対照表価額として使用する上場会社は数%程度と少ないとのことでしたので、貸借対照表価額が1か月平均価格から算定日の時価に統一されてもその影響は比較的軽微なものに留まると考えられます。また、算定日の株価急落等による意図せざる減損損失の認識が要請される場合につきましても、この公開草案では減損の判断に1か月平均価格の選択適用が認められているため、実務上は大きな影響はないと考えております。

司会 ありがとうございます。

当該論点につきましては、専門委員会でも議論が重ねられましたが、他の方、ご意見ございますか。

西田さん、どうぞ。

西田 期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額は、この公開草案における時価の定義を満たさないため、国際的な会計基準との整合を図る観点から、従来の定めを削除することに賛成です。

司会 ありがとうございます。仁木さん、どうぞ。

仁木 私も、その他有価証券における時価として期末日の時価に統一されることによって、財務情報の比較可能性も高まるものと考えます。

司会 ありがとうございます。

熊谷さん、続いて他の変更点の説明をお願いします。

熊谷 時価の定義を変えたことに伴い生じる変更点の2つ目として、市場価格のない株式等を除く時価を把握することが極めて困難な有価証券等の取扱いの削除についてご説明いたします。

現行の金融商品会計基準では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の取扱いが定められておりますが、公開草案においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットに基づき時価を算定することとしています。このような時価の考え方の中では、時価を把握することが極めて困難な有価証券は想定されないことから、当該取扱いを削除いたしました。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いとしております。

また、JICPAの会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）における、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引の取扱いと金融資産・負債の消滅時の残存部分及び新たな資産・負債の時価を合理的に測定できない場合の取扱いも、時価を把握することが極めて困難な有価証券と同様に、削除が提案されています。

司会 時価を把握することが極めて困難な

有価証券等の取扱いの変更による影響等について、ご意見いただけますか。まずは、財務諸表の作成者の立場から、西田さん、お願いいたします。

西田 市場価格のない株式等も、観察できないインプットを用いれば、本来は時価の算定が可能ですので、企業の財政状態をより適切に表す財務諸表を作成するという観点からは、取得原価ではなく時価をもって貸借対照表価額とすることが望ましいと思います。ただし、この論点は、金融商品会計基準の改正要否の検討の中で議論することとしていますので、そういった過渡的な状況下での対応として、従来の考え方を踏襲するとした今回の提案は妥当であると考えています。

今後、金融商品会計基準の改正により、仮に市場価格のない株式等について時価評価を求める場合には、今回の定めは見直しが必要になると理解しています。

また、金融商品専門委員会の審議においても、「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」を「市場価格のない株式等」に置き換えることで、予期せぬ不具合が生じな

いかという点は議論になりましたので、この点については、引き続き、公開草案に対するコメントをよく確認していく必要があると考えています。

司会 ありがとうございます。

続きまして、監査人の立場から、仁木さんからご意見を伺いたと思います。

仁木 監査人の立場からは、従来時価を把握することが極めて困難としていた有価証券等で、新たに時価算定対象となる有価証券等が存在する場合には、その時価の算定方法が時価算定会計基準に準拠しているか、より具体的には十分なデータが利用できる評価技法を用いているか、観察可能なインプットを最大限利用しているか、といった観点を中心に監査を行っていくことになると考えています。

この公開草案では、「株式」やこれに類する出資金について、市場価格のない株式等として取り扱うことが提案されていますが、市場価格のない株式等とそれ以外の金融商品との線引きについては、寄せられる意見等を踏まえて、検討していくことが必要になっていくのではないのでしょうか。

司会 ありがとうございます。他の方、ご意見ございますか。

篠原さん、どうぞ。

篠原 質問になるのですが、よろしいでしょうか。この公開草案では、民法上の組合等で、構成資産が主に市場価格のない株式及び出資金などである場合も、市場価格のない株式や出資金と同様の取扱いとされています。この中には、時価算定会計基準案の適用対象外となる資産、例えば不動産を主な構成資産とする民法上の組合等への出資についても含まれるという理解でよろしいでしょうか。

熊谷 公開草案では、構成資産が主に市場価格のない株式及び出資金などである場合の民法上の組合等も市場価格のない株式等に該当す



(株)日本格付研究所 審議役
兼 チーフ・アナリスト 水口 啓子氏

ると示しておりますが、これ以外の不動産等の時価算定会計基準案の適用対象外となる資産を構成資産とする民法上の組合等への出資は、市場価格のない株式等として示しておりません。この市場価格のない株式等の範囲につきましては、この公開草案へのご意見があった場合には、対応して検討していきたいと考えています。

司 会 高尾さん、どうぞ。

高 尾 FASB では米国会計基準書第 157 号「公正価値の測定」の公表によりレベル 3 に分類される金融商品の公正価値測定が可能という立場を示しており、我が国においてもこの公開草案の開発により、レベル 3 に分類される金融商品についての時価算定は可能と考えられますので、時価を把握することが極めて困難な有価証券等の取扱いや公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブの取扱いを削除することは適切な処理であると理解しております。

司 会 ありがとうございます。

本論点につきましては、審議の過程でもいろいろご意見いただいておりますので、どういったコメントが寄せられるか確認していく必要があるところかと思っております。

熊谷さん、続いての変更点の説明をお願いします。

熊 谷 時価の定義を変えたことに伴い生じる変更点の 3 つ目として、第三者から入手する相場価格の取扱いについて、ご説明いたします。

これまで、ブローカーから入手した価格を時価として用いる場合には、当該ブローカーが、客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要とされてきました。このようなブローカーから入手した価格を時価として用いる場合、当該価格が金融商品実務指針に従って算定されることが前提条件とはされる

ものの、金融商品実務指針で定める算定方法等に基づく時価と異なったとしても、時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠が認められなければ、当該ブローカーから入手した時価を利用することができるものとされてきました。この現行の取扱いを公開草案では、取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準案に従って算定されたものであると判断する場合にのみ、当該価格を時価の算定に用いることができるものとししました。

なお、このような取扱いにつきまして、金融機関以外の一般事業会社においては、特定のデリバティブ取引において、客観的に信頼できる独立した第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができるとするその他の取扱いを設けております。

司 会 今回の改正により、IFRS 第 13 号と同じく、当該相場価格が時価算定会計基準案に従って形成されていると企業が判断することを求めることとされましたが、財務諸表作成者に対して追加の負荷を課すことに対して反対の意見も聞かれました。

この点につきまして、現行の会計基準との相違及びこの公開草案での提案による実務上の負荷について、ご意見をいただけますか。

まず、当該第三者の立場でもある高尾さんに、ブローカーの観点からご意見をお願いいたします。

高 尾 日本証券業協会では、平成 12 年に JICPA から金融商品実務指針が公表された際に、会員証券会社向けに「証券会社における時価情報の提供において留意すべき事項について（ガイドライン）」（以下「時価情報提供基準」という。）を公表し、会員証券会社は当該時価情報提供基準に基づき、財務諸表の作成者に対して時価情報のみを任意で提供してきた経緯があります。当該時価情報提供基準では、会員が

提供する時価情報について、「最終的には提供を受けた取引先企業の判断と責任において利用すべきものであること」が明記されていましたが、実務上は、証券会社などブローカーが提供した価格が貸借対照表価額としてそのまま使用されてきたと理解しております。

この点、この公開草案では、財務諸表の作成者はブローカー等から提供された価格が、この公開草案に従って算定されたものであると判断する場合に、当該価格を時価の算定に用いることができることとされておりますので、財務諸表の作成者はブローカー等からの提供時価情報についてこの公開草案に従ったものであるかどうかを判断する必要があります。金融機関であれば、時価算定に精通しており評価技法とインプットについても時価情報とともにブローカーから入手して提供時価の適正性を判断されている場合が少なくないと思います。他方、財務諸表の作成者がブローカー等から入手した時価情報をそのまま貸借対照表価額として使用している場合には、この公開草案における金融商品の評価技法とインプットを理解するとともに、ブローカー等から評価技法とインプット情報の提

供を受け、この公開草案に従ったものであるかの判断が必要になってきます。さらにブローカーから入手した評価技法とインプットとこれらによる時価算定がこの公開草案に従ったものであると判断した評価プロセスについて、外部監査人による監査を受ける必要も生じるため、社内における時価算定方針等の社内文書の整備とシステム開発等の負荷が生じる可能性が想定されます。

財務諸表の作成者がブローカー等から提供された評価技法とインプットがこの公開草案に従ったものであるか否かを判断するためには、時価とともに評価技法とインプットに係る情報がブローカー等から提供されることが前提とされるため、ブローカーサイドにおいても時価情報の提供環境の整備が望まれます。

こうした実務上の負荷も考慮されて、この公開草案では第三者から入手した相場価格の利用に関して経過措置を設けて、2021年4月1日以後に開始する事業年度からこの公開草案を適用することとし、この公開草案の適用時期から1年間の猶予期間を設けていると理解しています。

司 会 ありがとうございます。

高尾さんに続けてお聞きしたいのですが、ご紹介いただいた時価情報提供基準の公表から約20年が経とうとしているのではないかと思います。この20年の間にブローカーが提示する「時価」の実務について、何か変わってきている点などはありますか。

高 尾 時価情報提供基準が公表された当時は、ブローカーサイドからは利鞘などの内部情報についての提供はなされていませんでしたが、その後は提示する「時価」の透明性がより求められるようになっております。このような要求から時価提供の実務もより透明性を重視し、ブローカーが使用する時価やインプット情報を提供するように変遷してきています。



有限責任 あずさ監査法人 パートナー
仁木 一秀氏

このような情報から、提示する時価の適切性を確認していただいているものと理解しております。

司 会 ありがとうございます。

ブローカーサイドにおいても、提示する時価の透明性が求められる流れなのですね。

次に、監査人において想定される対応について、仁木さん、ご意見をお願いします。

仁 木 現行の会計基準に基づく、内部統制に関する検証手続としては、ブローカーの信頼性や独立性の確認が主な監査手続になりますが、時価算定会計基準案に基づく、当該第三者から入手する相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであると財務諸表作成者が判断した根拠を確認する監査手続が求められます。

ただ、実務的に財務諸表作成者側でどこまでの検証手続を実施すればよいかについては、各社のビジネスや保有する金融商品の残高やリスク、監査上の重要性等に応じて、求められる検証手続の水準感は異なってくるのではないかと考えております。

司 会 ありがとうございます。

この第三者から入手した相場価格の取扱いについては、検証にかかるコストと便益を比較考量した結果、金融機関以外の一般事業会社においては、時価の算定の不確実性が相当程度低いと判断される特定のデリバティブ取引について、第三者から提供された相場価格を時価とみなすことができるとするその他の取扱いを設けておりますが、その点も含めて、ご意見ございますか。

篠原さん、どうぞ。

篠 原 その他の取扱いにつきまして、銀行は第三者から相場価格を入手して、それを時価の算定に用いる立場である一方、時価を算定して、それを取引相手や第三者に提供する立場でもあります。この公開草案においては、非金融

機関は、金利スワップや為替予約といった特定のデリバティブ取引について、第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができるものとされており、時価を提供する立場として、大量のデリバティブ取引を取り扱う銀行にも配慮された形になっていると理解しております。

司 会 ありがとうございます。

当該その他の取扱いは、審議の過程でも、利用者だけでなく、ブローカーサイドへの配慮にもなるとご意見いただいていたました。

西田さん、どうぞ。

西 田 第三者から入手した相場価格の利用について、一般事業会社にその他の取扱いを定めることは、専門委員の中でも複数の反対意見がみられた論点でした。

アウトリーチの結果などを踏まえれば、金融機関か否かで線引きをすることは必ずしも合理的とはいえないと考えています。他の専門委員の方からも、Bright Line を引けないため、会計基準で定めるのではなく、実務で対処すべきといった意見もありました。

IFRS では一般事業会社に対する特段の例外措置を設けていない中、敢えて会計基準差を設けてまで、その他の取扱いを定める必要があるのかどうか、公開草案に対するコメントを踏まえてよく見極める必要があると考えています。

熊 谷 この一般事業会社の特例的な取扱いについては、審議の過程で、いろいろご意見があったかと思います。IFRS 第 13 号と時価算定会計基準案を適用した場合の結果に、重要な差異は生じないものと考え、検証にかかるコストと便益の観点を踏まえて、この取扱いをご提案しています。

司 会 審議の過程で聞かれた、一般事業会社と金融機関とで取扱いを分けるべきではないという意見には、両者を明確に区分できないのでその他の取扱いを設けるべきではないという意見と、金融機関でも当該その他の取扱いを使

えるようにすべきという意見の両方があったかと思いますが、IFRS 第 13 号との差異を最小限にしつつ実務上の配慮をした結果、この公開草案の提案となっております。

熊谷さん、続いての変更点の説明をお願いします。

熊谷 時価の定義を変えたことに伴い生じる変更点の 4 つ目として、投資信託の時価についての経過措置について、ご説明いたします。

これまで、投資信託に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合には市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とするとされてきました。この合理的に算定された価額には、投資信託委託会社の公表する基準価格が含まれます。これに対し、この公開草案における時価を投資信託について算定する場合に、市場価格や基準価格で取引されない投資信託については、各信託財産の評価の見直しなど、どのような対応が必要となるかが問題となりました。この点については、投資信託における信託財産の評価の実態を十分把握する必要があることから、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、時価算定会計基準公表後概ね 1 年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正するとともに、この改正に関する適用時期を定めることとしました。

この改正を行うまでの間は、現行の金融商品実務指針の取扱いを踏襲し、投資信託の時価は、市場価格が存在する場合には市場価格を時価とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格等を時価としました。

なお、経過措置の期間中の投資信託の時価は、市場価格を時価とする場合及び信託約款又は規約の定めにより無条件に基準価格で解約可能な場合で当該基準価格を時価とする場合には、取引が活発であるか否かに応じてレベル 1

又は 2 に分類し、これら以外の場合にはレベル 3 に分類することを提案しています。ただし、レベル 3 となる場合でも、レベル 3 の追加的な時価開示は不要としています。

司会 審議の過程においては、経過措置の期間において、レベル別開示は不要ではないかとの意見もありましたが、投資信託は市場規模も大きく一般的な投資であるため、レベル別開示の対象から除外することは財務諸表利用者へ有用な情報を提供しないおそれがあると判断し、レベル別開示を求めることとしています。当該投資信託の時価の算定及びレベル別開示の経過措置について、ご意見いただけますか。高尾さんからお願いします。

高尾 ETF など上場投資信託については取引所の終値若しくは気配値が存在しますので、時価算定は容易と考えられますが、未上場投資信託では、投資信託が保有する資産のレベルにより時価算定の難易度が変わってくると理解しています。投資信託が保有する資産が上場株式等の場合には、業界団体若しくは投資信託委託会社が公表する基準価格が日々公表され、当該基準価格での売却・解約が可能と考えられます。

他方、海外の未上場インフラストラクチャー・ファンドや私募リートのように日々時価が公表されない不動産等の資産が含まれる投資信託の取扱いについてはさらなる検討が必要と考えられます。具体的には、投資信託に不動産が含まれている場合には、保有不動産の時価は一定期間ごとに算定され当該投資信託の時価に反映されるため、こうした投資信託の時価の算定には時間を要することが想定されます。また、投資家である財務諸表の作成者に対して当該不動産の時価算定に係るキャッシュ・フロー等の情報提供がなされることは通常ありません。

同様に、投資信託がパートナーシップを通じ

たプライベート・エクイティ・ファンドに投資する場合、投資信託が保有する当該パートナーシップ持分に対する時価評価は、当該パートナーシップの決算日に、当該パートナーシップが保有する未上場株式等を時価評価した結果が財務諸表に反映され、外部監査人の監査を受けた財務諸表に基づきパートナーシップ持分の時価評価額が算定されるため、パートナーシップ決算日から数か月後にならないと時価情報が入手できない場合も想定されます。

他方、私募投資信託であっても、上場株式や債券から信託財産が構成されている場合には、信託財産の時価算定が比較的容易に行える場合も想定されますので、投資信託の保有する資産により評価技法とインプットを検討する必要が生じます。

不動産についてはこの公開草案における時価算定の対象とされておりませんし、未上場株式については取得価額をもって貸借対照表価額とすることが提案されております。こうした資産を保有する投資信託の時価算定に関して、1年程度をかけて検討を行うとしたことは適切な判断であったと思いますし、投資信託に関する取扱いを改正するまでの経過期間内に、検討を進める必要性を強く感じております。

司 会 ありがとうございます。

続いて、仁木さん、お願いします。

仁 木 投資信託については整理すべき論点がまだ残っているため、追加の検討期間を設けたことには賛成です。投資信託には様々な性質のものがあり、特に市場価格や公表される基準価格が存在しない投資信託の時価算定については、業界団体等も含めた議論を深めていく必要があるものと考えています。

司 会 ありがとうございます。

投資信託の時価の算定については、引き続き検討していくことになっていきますのでよろしくお願いします。

4 公開草案における時価の開示

司 会 続きまして、時価の開示について議論したいと思います。

時価の開示について、熊谷さん、説明をお願いします。

熊 谷 これまで、金融商品の時価等に関する事項の注記として、金融商品の貸借対照表計上額と時価及びその差額並びに当該時価の算定方法の注記が求められてきました。今回公表した企業会計基準適用指針公開草案第65号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」（以下「金融商品時価開示適用指針案」という。）では、IFRS第13号との整合性を図り、IFRS第13号における注記事項の多くを求めるとし、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を追加しました。

具体的には、全般的な開示項目として、時価のレベルごとの残高の合計額、時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明の注記を求めることとしました。なお、時価の算定に用いた評価技法又はその適用を変更した場合には、



ASBJ アシスタント・ディレクター

熊谷 充孝氏

その旨及び変更の理由の注記が必要となります。

また、時価がレベル3に分類される場合には、これらに加えて、重要な観察できないインプットに関する定量的情報、レベル3の時価に分類される金融資産・負債の期首残高から期末残高への調整表、レベル3の時価についての企業の評価プロセスの説明、観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明などの注記を求めることとしました。

司会 熊谷さん、時価がレベル3に分類される場合には、追加の開示が多数要求されますが、これはどのような考え方に基づくのか説明願います。

熊谷 公開草案では、IFRS第13号と同様に、時価についてのヒエラルキーの考え方を導入しています。全般的な開示項目は、時価の内容に関する情報を財務諸表利用者へ提供します。時価のレベルごとの残高の合計額からは、その時価のインプットの客観性に基づくヒエラルキーの全体像がわかります。その上で、相対的に客観性の劣る時価であるレベル3に分類される時価について、より詳細な追加の情報を求めることとしました。

司会 このように注記についてIFRS第13号との整合性が図られていますが、新たな注記事項が、どのような便益をもたらすのか、水口さん、財務諸表の利用者の観点からご説明いただけますか。

水口 私が金融機関の分析に携わってきた経験も踏まえて、財務諸表利用者の立場から、公正価値測定に際するポイントについてお話しします。1つの事例として、複雑な金融商品などにかかわる開示は、有事下のみではなく、平時においてもストレスシナリオで何が起こり得るかなど、テール・リスクの考察の観点から、レベル別開示が非常に有用であると考え

ております。

時価のレベル区分の残高情報は、第一義的には、時価の相対的な客観性や信頼性に関する情報が含まれ、またレベル間の振替の情報を伴った場合、市場流動性に関する情報を提供する可能性があります。

財務諸表利用者としては、こうした観点から時価のレベル区分の残高情報を分析に使用しており、特にレベル3の残高の推移をモニタリングし、追加的な分析や企業との対話を開始する契機として用いていることを想定しています。

例えば、企業との対話において判明した出口戦略が計画通りに進捗しているかを確認するためにもレベル3の残高の推移を掌握しつつ、対話を行うことが考えられます。

このように、時価のレベル区分の情報は、時価の相対的な客観性や信頼性が低下する金融危機時のみならず、残高の推移のモニタリングなど、平時においても様々な用途に使用することが可能であり、財務諸表利用者が分析に用いる有用な情報を提供すると考えています。

司会 ありがとうございます。

一方で、財務諸表作成のコストの増加についても議論がありましたが、篠原さん、財務諸表の作成者の観点から、新たな注記事項について、ご意見いただけますか。

篠原 財務諸表を作成する立場としては、新たな注記事項が増えることで、実務負担が増すこととなります。金融機関はもちろん、非金融機関においても、インプットの観察可能性に基づくレベル区分という新しい概念に基づいて開示が求められることになることから、システム対応の要否等を含め、十分な検討・準備が必要になるものと考えます。当社はNY証券取引所に上場しており、米国SEC登録用に米国会計基準を採用していることから、IFRS第13号と同等の開示を現在行っております。そのため、この公開草案で提案されている開示項目に

については全く新規の注記というわけではございませんが、それでも注記作成プロセス等を見直す必要がないか慎重に検討する必要があると考えております。先ほども触れられておりましたが、貸借対照表において時価評価するレベル3の時価の金融商品については詳細な開示が求められ、特に金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表の開示については、作成者としての経験上、相当程度の体力がかかるものと認識しております。

司 会 ありがとうございます。

他の方、ご意見ございますか。

仁木さん、どうぞ。

仁 木 時価のレベルの分類については、インプットの観察可能性や活発な市場か否かの判断などで、実務上の判断を伴うことが想定されます。

監査人としても、このような実務上の判断の目線等について、検討していく必要があると考えております。

司 会 ありがとうございます。

金融商品時価開示適用指針案では、IFRS第13号の注記事項の多くを取り入れています、一部の注記事項については取り入れていません。この点について、熊谷さんから説明願います。

熊 谷 IFRS第13号が要求する注記事項のうち、レベル1の時価とレベル2の時価との間のすべての振替額及びその振替の理由とレベル3の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響については適用指針案では取り入れていません。

これらの項目は、財務諸表の作成コストが情報の有用性を超えるとの意見も聞かれたことから取り入れないこととしました。

また、時価がレベル3に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整

表については、作成コストと有用性のバランスの観点から、購入・売却・発行・決済については純額で記載することも認めています。

司 会 財務諸表作成のコストと情報の有用性を比較考量した結果、IFRS第13号とは異なる開示要求となっている部分があります。この点について、財務諸表の作成者の立場から西田さん、財務諸表の利用者の立場から水口さん、それぞれご意見をいただけますか。

まずは、西田さん、お願いいたします。

西 田 審議の初期段階では、金融機関はすべての金融商品を開示の対象とする一方、一般事業会社は貸借対照表で時価評価されるレベル3の金融商品のみを開示の対象とするといった案もありましたが、時価のレベルごとの残高の開示において、レベル3の金融商品の残高しか開示されないというのは海外の機関投資家などから国際的な会計基準から明らかに乖離しているとみられる懸念がありましたので、最終的にそのような提案とならなかったことは望ましいと考えています。

ただし、レベル3の調整表において購入・売却・発行・決済の純額による記載が認められていることや、四半期開示の対象項目が大幅に削



〔司会〕ASBJ委員長 小野 行雄氏

減されていることなど、実務に配慮する観点から、国際的な会計基準との差異が生じている部分があります。

財務諸表作成者としては、例えばレベル1とレベル2の金融商品を区分して開示する必要が本当にあるのかなど、IFRS第13号の開示要求が過度であると感じている部分もあり、コストを上回る便益があるのか疑問を持っていますが、IFRS第13号が現行の開示要求を維持する限りにおいては、我が国の会計基準はそこから乖離すべきではないと考えています。この点、IFRS第13号の適用後レビューに関するフィードバック文書では、開示についてはベター・コミュニケーションのプロジェクトで引き続き検討するとされていますので、議論の動向を注視した上で、仮にIFRS第13号の開示要求が改正される場合には、我が国の会計基準における開示要求の見直しも検討すべきと考えています。

司会 ありがとうございます。

なお、四半期開示については、我が国と諸外国との期中財務報告制度の違いなども踏まえた提案としています。

続いて、水口さん、お願いいたします。

水口 今回の開示要求がIFRS第13号とは異なる点として、費用対効果の観点から、購入、売却、発行及び決済額を個々に区別せず純額で表示することを認めることなどが挙げられます。

財務諸表利用者の視点からは、購入、売却、発行及び決済額の開示がグロスである方が、商品の残高の推移の要因分析をする際により有用ともいえるでしょう。例えば、企業が金融資産の売却を目指すケースを念頭に置いた場合、グロス開示の方が、企業のコミットメントの進捗を確認することが比較的容易となる可能性があります。

財務諸表利用者としては、前述したような

様々な観点からも、時価のレベル区分の残高情報を分析に使用しています。購入、売却、発行及び決済額のグロス表示かネット表示かということもありますが、いずれにしても、例えば、企業との対話において判明したレベルごとの戦略が計画通りに進捗しているかの確認に向けてレベルごとの残高の推移を掌握しつつ、財務諸表作成者との対話をさらに深めることが考えられます。

司会 ありがとうございます。IFRS第13号との差異として、調整表における純額記載の取扱いについては、審議の過程で議論があったかと思いますが、財務諸表作成のコストと有用性を比較考量し、原則は総額での記載を求めますが、一部純額での記載も容認することとしております。

また、レベル3の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響の注記を求めるか否かについても、議論のあったところですが、こちらの注記を求めないこととしたことについては、いかがでしょうか。

篠原さん、どうぞ。

篠原 レベル3の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響については、米国会計基準では求められていない注記項目であり、国際的な会計基準の整合性の観点からも、この公開草案においてこの注記項目が求められないことは、特段異論のない点と考えております。

司会 ありがとうございます。IFRS第13号と異なる開示要求とした点についても、寄せられるコメントを確認していきたいと思えます。

5

公開草案の適用時期及び経過措置

司 会 この公開草案の適用時期及び経過措置について、熊谷さんから説明願います。

熊 谷 この公開草案は、平成 32 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することを提案しています。ただし、相応の準備期間を要するとの意見も聞かれたことから、平成 33 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末から適用することもできるとしています。なお、早期適用は可能で、その場合、平成 32 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末から適用することとなります。

この公開草案の適用初年度においては、新たな会計方針を将来に向かって適用することとしていますが、時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めなど、時価算定会計基準案及び時価算定適用指針案の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更による影響額を分離することができるときは、会計方針の変更にあたり該当するものとして新たな会計方針を遡及適用することができる旨を定めています。

司 会 この適用時期及び経過措置につきまして、ご意見をいただけますか。篠原さん、お願いします。

篠 原 適用時期については、実務に配慮して 3 つの案が示されております。各社の置かれた状況に応じて、慎重に選択する必要があると思います。経過措置については、時価算定会計基準等の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更による影響額を分離することができるときは、新たな会計方針を遡及適用することができるかとされております。当期の損益から会計方針

の変更に伴う過去の累積的影響を排除する意味では目的適合的な取扱いである一方、変更による影響額を分離可能な場合に限定することによって、例外に制限を設けた形としており、バランスに配慮した取扱いとの理解しております。本取扱いが適用される場面は限定されており、その明確確ではありませんが、遡及適用が強制ではなく任意となるため、適用するには判断が必要になる点には留意すべきものと思われま

司 会 ありがとうございます。

続いて、西田さん、お願いします。

西 田 適用時期は、当初は 2020 年 4 月 1 日以後開始年度の期首からとされていたところ、もう少し準備期間が必要との意見を踏まえて 2021 年 3 月 31 日以後終了年度の年度末からの適用も認めることとしており、この点について異存ありません。

経過措置については、時価の定義及びガイダンスの変更に伴う影響は、会計上の見積りの変更と性質が類似していますので、原則として遡及適用ではなく将来にわたって適用することにも違和感はありません。

なお、影響額を分離することができる場合には遡及適用できるとする例外規定が設けられた点については、自分として当初はそのような例外規定を設ける必要性を感じていませんでしたが、変更による影響額が大きい場合に、それが適用初年度の損益として反映されることを懸念する意見を踏まえたものと理解しています。「できる」規定で遡及適用を定めることは珍しいと思いますが、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」では、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、当該会計基準等に経過的な取扱いが定められている場合は、それに従うこととされていますし、また、遡及適用を行う場合は、その旨がわかるような注記を行うことをこの公開草案でも求めていますので、比較可能性の観点か

らも問題はないと考えています。

司会 ありがとうございます。適用時期や経過措置についても議論が活発になされましたが、その他の経過措置も含めて、他の方、ご意見ございますか。

仁木さん、どうぞ。

仁木 第三者から入手した相場価格の利用に対する検証義務については、平成33年4月1日以後開始する事業年度から適用することとし、それまでの間は現行の取扱いを継続することができるとする経過措置も提案されており、1年間の猶予期間を設けたのは、検証態勢の整備等に伴う実務上の対応負荷に鑑みると必要な期間であるかと思えます。

司会 ありがとうございます。

6 最後に

司会 最後に、皆様より一言ずつコメントをいただきたいと思えます。この公開草案に關しましてご自由によろしく願います。

篠原さん、どうぞ。

篠原 時価算定基準等の開発は、金融商品等の時価の定義を明らかにすることで、我が国の会計基準の質を高めることに加え、国際的に活動する企業にとっては、国際的な会計基準との整合性を図ることにもつながるため、我が国の会計基準の開発上、とても意義のある取組みと考えております。一方、財務諸表作成者、特に金融機関にとっては開示負担が増すことにつながる可能性があり、財務経理部門のみならず、市場部門、リスク管理部門等と連携し、慎重に対応していく必要があるものと思われまます。早期適用を考える場合は残り1年程度で準備を進める必要があり、早い段階から監査人と論点を共有しつつ、整理を進めていくことが重要ではないかと考えております。

司会 ありがとうございます。水口さん、願います。

水口 前述したように国際的に整合性を図り、この公開草案が整ったことを大いに歓迎します。

この公開草案の内容を踏まえれば、将来を見据える形で、金融商品の価値、流動性などに影響する様々な要因についてかかる諸シナリオを勘案した上で、企業分析に大いに生かしていきたいと考えています。

また、この公開草案の内容を視野に入れて、金融商品に関する諸トピックスについて、財務諸表作成者と財務諸表利用者間のより深度ある対話の契機となることを期待しています。

司会 ありがとうございます。高尾さん、願います。

高尾 投資信託の時価算定に関してはさらなる検討が必要ですが、国際的な会計基準に基づくこの公開草案が適用されますと、国際的に整合性のある公正価値測定基準が我が国の会計基準に導入されることとなります。公正価値測定につきましては10年以上遅れた導入にはなりますが、遂にここまで来たかと感慨深いものがあります。

司会 ありがとうございます。西田さん、願います。

西田 繰り返しになりますが、今後の金融商品会計基準の改正要否の検討における市場価格のない株式等の扱いは、この公開草案と密接に関連するものですので、両者が整合するよう議論していく必要があると考えています。

また、この公開草案による時価の定義及びガイダンスの変更により、税務にも大きな影響が生じる可能性がありますので、関係省庁と前広に連携いただきたいと考えています。

司会 ありがとうございます。最後に、仁木さん、願います。

仁木 この公開草案は、国際的な整合性を

向上させるもので、好ましいと感じています。また、金融商品会計基準が公表されて20年近く経っておりますが、その間、監査実務も国際化・先進化も進んでおりますので、このように国際的に統一された時価算定会計基準が整備されることは、監査の高度化の観点からも望ましいものと考えます。

司 会 ありがとうございます。

皆さん、本日は、大変長時間にわたりありがとうございます。非常に有意義な議論ができたのではないかと思います。公開草案に対するコメントの分析を引き続き金融商品専門委員会で行っていきますので、引き続きよろしく願い致します。本日は、誠にありがとうございました。

(この座談会は、平成31年2月8日に開催されました。)